

福津市下水道排水設備指定工事店等に対する処分の基準等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福津市下水道条例（平成17年福津市条例第124号。以下「条例」という。）第15条第2項各号のいずれか又は条例第23条第2項各号のいずれかに該当する行為（以下「違反行為」という。）に係る処分の基準その他必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、条例による。

(違反行為の調査、報告等)

第3条 市長は、条例に規定する下水道排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）及び責任技術者が違反行為に該当する行為を行った疑いがあるときは、その事実関係を調査するものとする。

2 市長は、前項の調査において違反行為等の事実を認めるときは、当該指定工事店及び責任技術者（以下「違反者」という。）に対し、直ちに違反行為を是正するよう指導するとともに、必要があると認めるときは経緯報告書等の提出を求めることができる。

(審査委員会)

第4条 市長は、前条の報告をもとに当該違反者の処分等について調査及び審議を行うため、福津市下水道排水設備指定工事店等処分審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 都市整備部長
- (2) 下水道課長
- (3) 下水道課施設係長
- (4) 下水道課施設係員

3 委員長は、都市整備部長をもって充てる。

4 委員は、下水道課長、下水道課施設係長、下水道課施設係員をもって充てる。

5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。また、必要があると認めるときは、委員以外の関係者を出席させ、意見を聴くことができる。

6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する者がその職務を代理する。

7 委員会の庶務は、下水道課にて行う。

(違反行為に対する措置)

第5条 違反行為に係る指定の取消処分等は、指定工事店にあっては別表1、責任技術者にあっては別表2に定める処分基準によるものとし、情状に応じ、当該違反行為に応じた処分内容によるものとする。

- 2 指定の取消処分等の期間満了後2年を経過するまでの間に新たな違反行為があった場合、極めて悪質な事由があると認められるとき、又は極めて重大な結果を生じさせたときは、別表に定める期間を超えて効力停止期間を定め、又は取消しをすることができる。
- 3 市長は、新たな事実により指定工事店等が、当該事案について責を負わないことが明らかになった場合は、当該事案に係る処分等を変更することができる。

(意見陳述のための手続)

第6条 市長は、違反行為の内容を検討し、条例第15条第2項の規定による指定の取消処分又は一時停止（以下「指定の取消処分等」という）が必要と認めるときは、当該違反者に対し、福津市行政手続条例（平成17年福津市条例第11号）の規定により、弁明の機会を付与し、又は意見陳述のための聴聞の手続を行うものとする。

(処分の決定)

第7条 市長は、第4条の規定による審査を経て、指定の取消処分等を決定するものとする。

- 2 市長は、処分を行ったときは、条例第24条の規定により、公示するものとする。

(処分の通知)

第8条 市長は、条例第15条第2項の規定による指定の取消し又は一時停止の処分を決定したときは下水道排水設備指定工事店処分決定通知書（様式第1号）により、条例第23条第2項の規定による登録の取消し又は一時停止の処分を決定したときは下水道排水設備工事責任技術者処分決定通知書（様式第2号）により、当該違反者に対し通知をするものとする。

(処分に伴う取扱い)

第9条 当該違反者が処分を受けた時点において未竣工の工事があるときは、当該工事に限り、その完了までの施工、付随する届出その他の行為を続行することができるものとする。

- 2 当該違反者は、前条の規定のうち指定取消しの処分が決定したときは、前項の規定に関わらず、福津市下水道排水設備指定工事店証を遅滞なく返納しなければならない。

(文書による注意)

第10条 市長は、違反行為の内容を検討し、指定の取消処分等は要しないが、違反行為の再発を防止するため注意を促すことが必要と認めるときは、文書による警告（様式第3号）を行うことができる。

- 2 前項の文書による警告を受けて1年を経過するまでの間に新たな違反行為があった場合、第4条の規定に基づく委員会を開催し、処分について検討するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、違反行為に係る事務処理に関し、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。